北自旅二第４８６号
平成１４年１月２２日
北 自 旅 二 第 ９ 号
最終改正　令和７年４月１５日

北海道運輸局各運輸支局長　殿

北海道運輸局自動車交通部長

法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱いについて

「法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５４号）」を公示しているところであるが、申請事案の迅速かつ適切な処理を図るため細部取扱いを下記のとおり定める。

記

１　許可

(2)　営業所

①　について

ａ　見取り図の添付を求めることとする。

②　について

ａ　自己保有の場合は登記事項証明書、借用の場合は契約期間が１年以上の賃貸借契約書等の写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

ｂ　ただし、賃貸借契約期間が１年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合は、使用権原を有するものとみなす。

ｃ　その他、当該施設に係る土地については、登記事項証明書や賃貸借契約書等の写しの提出を求めないこととする。

③　について

ａ　関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他

の書類については、写しの提出を求めないこととする。

④　について

ａ　平面図の添付を求めることとする。

(3)　事業用自動車

ａ　自己保有の場合は自動車検査証記録事項の写し、譲渡証明書、売買（仮）契約書等自己保有の確認ができる書類の写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

ｂ　リース車両の場合はリース契約期間が１年以上であることとし、当該契約に係る契約書の写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

ｃ　営業区域を遵守した適切な営業を確保されるよう、別に定める「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱い」に基づく表示がなされているものとする。

(4)　最低車両数

①　について

ａ　当該最低車両数の算定においては、一般の需要に応じない「患者等の輸送等特殊なサービスに限り使用する車両」は含めないこととする。

(5)　自動車車庫

①　について

ａ　見取り図及び平面図の添付を求めることとする。

ｂ　１営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われないおそれが高いことから認めないこととする。（遠隔点呼が行われる場合を除く。）

ｃ　運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。

②　について

ａ　平面図及び立面図の添付を求めることとする。

③　について

ａ　平面図の添付を求めることとする。

なお、図面の余白部分に区画方法を記載することとする。

④　について

ａ　(2)②に同じ。

⑤　について

ａ　(2)③に同じ。

⑥　について

ａ　平面図の添付を求めることとする。

ｂ　整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第６条に規定されている調整を意味する。

⑦　について

ａ　平面図の添付を求めることとする。

ｂ　道路幅員証明書を求め確認することとする。

ただし、前面道路が車両の出入りに支障がないことが明らかな場合は、添付する見取り図に道路幅員を記入することで足りることとする。

(6)　休憩、仮眠又は睡眠のための施設

①　について

ａ　見取り図及び平面図の添付を求めることとする。

②　について

ａ　平面図の添付を求めることとする。

ｂ　適切な設備に関する概要書の添付を求めることとする。

④　について

ａ　(2)②に同じ。

⑤　について

ａ　(2)③に同じ。

(7)　自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

ａ　道路運送法施行規則第６条第１項第８号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第３１条の２の２の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた北海道運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

(8)　特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

①　について

ａ　道路運送法施行規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第７５条の１２第２項に規定する申請書の写しその他の同条第１項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。

②　について

ａ　特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断するものとする。なお、個別の判断に際しては、本省の意見も考慮するものとする。

③　について

ａ　特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第１５条の２第２項第２号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類を求め確認するものとする。

(9)　管理運営体制

①　について

ａ　専従する役員のうち１名は、(12)①の法令試験に合格した者であることとする。

②　について

ａ　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第４７条の９に規定する要件を満たす計画を有するものとする。

ｂ　申請に係る営業区域において５年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。

③　について

ａ　複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が 運行管理規程により明確化されていることを 含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

④　について

ａ　常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。

ｂ　原則として、乗務員の点呼は対面により実施するものとする。

⑦　について

ａ　別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。

⑨　について

ａ　グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）５－３②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

⑩　について

ａ　旅客自動車運送事業運輸規則第３条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

(11)　資金計画

①～②　について

ａ　道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第６条第１項第２号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。

ｂ　自己資金は、当該申請事業に係る預貯金のほか、北海道運輸局長の判断により預貯金以外の流動資産を含めることができることとし、以下により確認するものとする。

(ｲ)　預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の定期預貯金証書、預貯金通帳又は残高証明書等により確認することとする。

(ﾛ)　預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

ｃ　その他道路運送法施行規則第６条第１項第８号から第１１号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(12)　法令遵守

①　について

ａ　必要な法令の知識については、専従の役員等１名が管轄する北海道運輸局長が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

②　について

ａ　「(健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写)」及び「労働保険／保険関係成立届（写)」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

③　について

ａ　関係法令に欠格していない旨の宣誓書の添付を求めることとする。

ｂ　本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすことが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象とすることとしたものであり、道路運送法第７条の趣旨を維持するものである。

ｃ「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。

(13)　損害賠償能力

契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

(14)　適用

①　について

ａ　患者等の輸送等特殊なサービスに限る事業（以下「特殊事業」という。）については、特殊な設備（車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置）を有する車両又は資格を有する者（ケア輸送サービス従事者研修を修了した者、介護福祉士、訪問介護員、居宅介護従業者の資格を有する者）が乗務する一般車両のみを用いて行うもので、通常のタクシー事業を行うことができないことから、審査基準１許可(4)最低車両数について弾力的に判断できることとし、そのほか細部取扱いについては別途定める。

なお、当該事業者に対して運行管理を確実に行うよう指導するものとする。

ｂ　需給調整規制の廃止に伴い、従来、需給調整規制の対象外としてその内容に応じ判断してきたハイヤー及びジャンボタクシー等一般の利用が可能な車両を用いて行う事業については、特殊事業には該当しないものとする。

２　事業計画の変更の認可等

(1)～(2)　について

ａ　１(1)～(11)・(13)～(15)の定めるところに準じる審査は、以下のとおり行うものとする。

(ｲ)　営業区域の拡大に係る申請については、事業の許可申請と同等の申請とみなし、１(1)～(11)・(13)・(14)について十分な審査を行う。

(ﾛ)　自動車車庫の新設又は位置の変更に係る申請においては１(2)④・(4)・(5)について、収容能力の拡大に係る申請においては１ (2)④・(4)・(5)について、また、収容能力の縮小に係る申請においては１(4)・(5)について、それぞれ十分な審査を行う。

(ﾊ)　自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係る申請においては、１．(2)④・(4)・(5)について十分な審査を行う。

(ﾆ)　営業所の廃止に係る申請においては、１(1)②・(5)①について、十分な審査を行う。

(ﾎ)　営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであることを確認することとする。

ｂ　事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るものとする。

ｃ　ただし、経過措置として、平成１４年１月３１日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）に係る審査基準１(4)・(5)①・(13)については、以下のとおり取り扱うものとする。

(ｲ)　同日現在で審査基準を満たしていなかった営業所（その後満たしたものを除く。）については、審査基準１(4)は適用しない。

(ﾛ)　同日現在で審査基準を満たしていなかった自動車車庫（その後満たしたものを除く。）については、審査基準１(5)①は適用しない。

(ﾊ)　審査基準１(13)については、同日現在で審査基準を満たしていなかった者(その後満たした者を除く。)の拡大前の営業区域内の車両に限り、当分の間は適用しない。

ｄ「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。

３　事業の譲渡譲受の認可

(1)　について

ａ　上記２ｃ のただし書きに規定する経過措置（(ｲ)を除く。）を準用するものとする。

４　合併、分割又は相続の認可

(1)　について

ａ　上記２ｃ のただし書きに規定する経過措置（(ｲ)を除く。）を準用するものとする。

(2)　について

ａ　労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出を求めることとする。

７　許可に付した条件の変更等

(1)　について

ａ　許可後１年以内に事業を開始する旨の条件を付すことができるものとする。

８　挙証等

ａ　上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることができるものとする。

附　則（令和５年１１月１７日付け北自旅二第３９８号）

改正後の通達は、令和５年１１月１７日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附　則（令和７年４月１５日付け北自旅二第９号）

改正後の通達は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

別添様式

１．所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

| 項　目 | 所要資金額 | 事業開始当初に要する資金 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| （イ）車両費 | （取得価格（含未払金）） | （分割の場合頭金及び２月分の賃借料。ただし、一括払いの場合左欄と同額） | |
| | （１年分のリース料） | （２月分のリース料） | |
| （ロ）土地費 | （取得価格（含未払金）） | （分割の場合頭金及び２月分の賃借料。ただし、一括払いの場合左欄と同額） | |
| | （１年分の賃借料） | （２月分の賃借料） | |
| （ハ）建物費 | （取得価格（含未払金）） | （分割の場合頭金及び２月分の賃借料。ただし、一括払いの場合左欄と同額） | |
| | （１年分の賃借料） | （２月分の賃借料） | |
| （ニ）機械器具及び什器備品 | （取得価格（含未払金）） | （左欄と同額） | |
| （ホ）運転資金 | | | |
| ・運送費 | | | |
| 人件費 | （２月分） | | |
| 燃料油脂費 | （２月分） | | |
| 修繕費 | （２月分） | | |
| その他経費 | （２月分） | | |
| ・管理経費 | | | |
| 人件費 | （２月分） | | |
| その他経費 | （２月分） | | |
| 計 | | （左欄と同額） | |
| （ヘ）保険料等 | | | |
| 自賠責保険料 | （１年分） | | |
| 任意保険料 | （１年分） | | |
| 自動車重量税 | （１年分） | | |
| 自動車税 | （１年分） | | |
| 自動車取得税 | （全額） | | |
| 登録免許税 | （全額） | | |
| 計 | | （左欄と同額） | |
| （ト）その他創業費等 | （全額） | （左欄と同額） | |
| 合　計 | | | |
| 50%相当額 | | | |
| 自己資金額 | | | |

※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

## ２．資金の調達方法

### （１）法人の場合

| 項　目 | 既存法人 | 設立法人 |
|---|---|---|
| 資　本　金 | | |
| 剰 余 金 等 | | |
| 増資資本金 | | |
| 合　計 | | |

| 出資者名 | 出資金額 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 項　　目 | 申請事業充当額 |
|---|---|
| 現金預金 | |
| その他流動資産 | |
| 調達資金合計（自己資金額） | |

### （２）個人の場合

| 金融機関名額 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の発行番号 | 申請日現在預貯金額 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合　　計（自己資金額） | | | |